

落ち葉分け冷たき土に
顔を上げ 黄金花弁は
春の息吹ぞ



池田町大字池田3089-4
薄井孝彦 Tel・Fax 0261-62-5093
mail : peace-ikeda@peach.plala.or.jp
http://web-ariakesan.com/

3月の町長選挙を控え、来年度予算などを決める2月議会は2月9日から2月27日まで行われています。今回は、議会初日に上程・採決された「新農業法人への出資議案」にしばらくお知らせします。なお、来年度予算案などについては次号でお知らせします。

新農業法人に 町が300万円を出資する議案 が可決 !!

(賛成5 反対4) 私も含む 4議員が 反対討論 !!



【解説】

- 町は社口原での農業継続及び高齢化にともなう町農業の振興策を検討するため、令和4年8月に「池田町振興協議会」を立ち上げた。昨年の12月4日、協議会の最終答申が町に提出され、そのなかで答申を実行する組織として新農業法人（以降、新法人）をこの2月に設立するとした。今回の議案は新法人を立ち上げるために町が300万円を出資するものである（出資割合 31.5%程度）。
- 答申書によると、新法人は社員約20名（臨時雇用:最大15名）で水稲150ha、食用ブドウ（社口原）リンゴ・モモ、アスパラガスを各2ha、タマネギ4ha ミニトマト0.4ha、ナタネ・ヒマワリ（社口原）各1.3haを耕作し、ナタネ・ヒマワリの搾油加工を行うとしている。
- 町は4本の国庫補助金事業（畑作等促進整備事業、中山間総合整備事業、産地パワーアップ事業、農村型地域運営組織形成事業）を活用し、農業施設・農業機械の整備などを行うとしている。
- 町は昨年末、議会にはかることなく町長名で新法人への出資を求める文書を全戸配布した。このような早急な動きに、農業者や町民団体から農業者の声を聞き、時間をかけて検討するよう陳情書が出された。2月5日に行われた町民説明会では、町の進め方に疑問を呈する意見が多く出された。

【新法人への300万円出資議案への私の質疑】

- ①総務省の指針でも、法人設立にあたっては、外部（銀行・専門家）の人による法人の採算性などの見直し調査が必要だとしている。調査を行ったのか。
≪町長≫町農業振興協議会には県のトップの方が参画しているので客観的と考える。
- ②法人は農業機械などの購入に銀行などから借入れを行わざるを得ない。町が銀行などと「損失補償契約」※を結んだ場合、町財政に影響が出てくる恐れがある。町長には「損失補償契約」をしないと明言し、明文化して欲しい。
※ 法人の借入金への返済が困難になった場合、町が法人に代わりに返済をする契約
≪町長≫新法人と協議し、決めていく。
- ③ナタネ・ヒマワリの栽培は社口原の土壤に適さず、油の需要も少ない。答申書経営試算での両方で年1042万円の利益には無理がある。また、社員約20名で9品目の栽培にも無理がある。補助金事業は内容を明らかにし、町民の理解を得て進めるべきではないか。
≪町長≫答申は県とともに十分に精査した。栽培作物をどれだけ作るかは新法人で検討する。農業関係の補助金がなければ町は何もできない。

【同議案に対しての私の反対討論】

- 下記の3点から反対する。
- ①農業振興協議会の方針や農業法人の設立について、農業者の意見聴取による検討や町民の理解が不十分であること。
 - ②町が法人設立に必要な採算性等の見直し調査を実施していないこと。また、町が「損失補償契約」を行わないと明言していないことから、法人が町財政に影響を及ぼす恐れがあること。
 - ③導入しようとする国庫補助事業の内容が不明確であり、必要性、町財政への影響も示されていない。
無理な計画内容を上げ、実施できなくなれば補助金返還などで町財政へも影響を及ぼす恐れがあること。

【私の思い】

今後、法人設立に向け動き出しますが具体的な取り組みはこれからです。農業者の声を十分に聞き町に合った農業政策を共に考え、町財政に影響が出ないように努めて行きたいと思っております。